

第2期教育振興基本計画における現状と課題 (生涯学習分科会関係)

中央教育審議会
生涯学習分科会

【はじめに】

- 生涯学習分科会では、第2期教育振興基本計画が掲げる8の成果目標のうち、特に関係が深いと考えられる「成果目標3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」「成果目標4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等」「成果目標8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成」を中心に、現状と課題を取り上げる。

【成果目標3について】

- 教育振興基本計画では、成果目標3に「社会の変化が激しく、多様化が一層進行する中にあるには、社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする」ことを掲げている。これを達成するためには、現代的・社会的課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、その学習成果が評価され、広く社会で活用されるようにすることが求められる。
- 現代的・社会的課題に対応した学習機会については、各自治体の公民館や生涯学習センター等の施設において、男女共同参画社会、人権教育、環境問題、消費者教育、地域防災などに対応した講座が開設されている（平成23年度の実施件数は約7万件、受講者数は約470万人）が、国としても、地域社会における様々な現代的な政策課題の解決に取り組む社会教育施設を支援するほか、消費者教育等の分野において先進的な事例を紹介し、全国への波及を図っている。一方、公民館等により提供される講座は、これまでも趣味・教養的な講座が多く実施されている（平成23年度の地方公共団体の関係機関が実施する学級・講座件数全体に占める割合は約40%）ところ、今後、更に地域課題の解決に資する学習機会が十分に提供されることが期待される。また、成果指標として設定している「現代的・社会的な課題に対応した学習を

行った人の割合」については、平成 24 年度と比較すると減少（平成 24 年度：8.9%から平成 27 年度：5.7%）していることから、更なる現代的・社会的な課題に対応した教育の振興を図ることが必要である。

- また、多様化が進む現代社会においては、未来の社会を担う青少年の健全育成に不可欠な体験活動や読書活動の充実が求められる。しかし、青少年の自然体験活動が十分でない（平成 24 年度の学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供の割合は 51.1%）ことや子供の不読率（一か月に一冊も本を読まなかった子供の割合）が依然として高い（平成 27 年度は、小学生が 4.8%、中学生が 13.4%、高校生が 51.9%）こと等の課題があり、こうした状況の改善に向けて、様々な状況におかれた青少年に対して、地域の NPO や社会教育団体などの関係団体や教育施設等を含む幅広い関連機関、地域の多様な人材による連携した活動を促進するとともに、地域で地道に特色ある活動を続ける関係団体への支援や、企業による取組を推進することによって、地域全体で体験活動や読書活動を更に推進していく必要がある。

- 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進については、文部科学省において、民間教育事業者における事業改善に向けた評価や学習者のニーズに沿った情報公開等を示したガイドラインの取りまとめ、文部科学省認定社会通信教育の受講者のニーズの多様化等に対応した基準の改正などを実施された。一方で、学習成果を評価し、社会的に通用させるための方策は十分に確立されていない（平成 27 年度の「身につけた知識・技能や経験を生かしている人の割合」において、「仕事や就職の上で生かしている」割合は 32.6%、「地域や社会での活動に生かしている」割合は 24.1%）等の課題がみられる。こうした状況の改善に向け、生涯学習分科会学習成果活用部会において、「全員参加による課題解決社会」を生涯学習を通じて実現していくために、各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について検討中である。

【成果目標 4 について】

- 成果目標 4 では、「労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践

的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにすることを掲げている。これを達成するためには、キャリアアップや再就職などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化することが求められる。

- このため、大学・専門学校等において、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム等の充実を図るべく、専門学校において職業実践専門課程を制度化し、産学連携による実践的な職業教育の充実を図るとともに、教育機関と産業界等が連携し、社会人のキャリアアップ等のための教育プログラムの開発・実証を行う「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施や、大学・大学院・短期大学・高等専門学校における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設などの取組が行われてきたところである。

さらに、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関についても現在中央教育審議会において検討が行われているほか、学びの成果が社会的に適切に評価され活用できるよう、各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策等に関する、生涯学習分科会学習成果活用部会における審議などを行っている。

また、学びやすい環境の整備として、放送大学における資格関連科目の増設や、オンライン授業科目の開設、スマートフォン等での視聴への対応などの取組が行われてきたところである。

加えて、社会人の学び直しに対する経済的支援の充実を図るべく、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用や、雇用保険制度の見直しによる教育訓練給付金の拡充等の取組が行われてきたところである。

- 一方、本計画では、成果指標の一つとして「大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善」を掲げるとともに、具体的な指標の一つとして、「社会人入学者の倍増」という目標を掲げているが、正規課程に加え短期課程の受講者等を含めても、社会人入学者数は、第2期計画開始前後で、文部科学省において把握している所ではほぼ横ばい（平成24年：約12万1千人から平成25年：約11万4千人）に留まっている。

この点、「教育・生涯学習に関する世論調査（平成 27 年 12 月調査）」によると、社会人が学びやすくするために必要な取組として、「学費の負担などに対する経済的な支援」、「就職や資格取得などに役立つ社会人向けのプログラムの拡充」、「土日祝日や夜間における授業の拡充」が上位にあり、これらへの対応が引き続き課題であるほか、「学び直しに対する理解を高めるための企業などへの働きかけ」も 3 割近くに上るなど、社会人入学者が増加しない理由には、様々な要因が考えられるところであるが、次期計画では、上記の「職業実践力育成プログラム」の認定状況並びに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化等の動向も踏まえつつ、「労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする」という成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、数値の把握の仕方を含め不断の見直しを行っていくことが重要であると考える。

【成果目標 8 について】

- 成果目標 8 では、「個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する」ことを掲げている。これを達成するためには、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を確立することが必要である。あわせて、地域における親子の育ちを応援する学習機会の充実等による家庭教育支援の強化等が求められる。

- これまで、学校・家庭・地域が連携・協働し地域社会全体で子供たちの学びを支えていくため、地域住民の参画による「学校支援地域本部」（実施率は、平成 24 年度：25.5%から平成 27 年度：31.9%に上昇）や放課後等に子供たちに学習や様々な体験活動等の機会を提供する「放課後子供教室」（実施率は、平成 24 年度：46.7%から平成 27 年度：48.0%へと上昇）等の取組が実施され、これらの取組を通じて、学校と地域の関係構築につながるなど一定の成果を上げてきた。しかし、その一方で、地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合があること、それぞれの活動間の連携が十分でないこと等の課題が残されている。

このような状況の中、昨年 12 月の中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」の答申が取りまとめられ、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として全国的に推進していくこと、このため、従来取り組んでいた学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」へ、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であること等が提言された。

今後は、この答申の内容が速やかに実施され、地域と学校の連携・協働が推進されることが求められる。

- 家庭教育支援については、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等を進め、子供の生活習慣づくりについても「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開しており、これらの取組が充実してきているとともに、家庭教育支援チームの数も、第 2 期計画策定前と比較して、着実に増加している（チーム数は、平成 24 年度：328 チームから平成 27 年度（2 月時点）：532 チームに増加）が、基本計画の目標達成に向けて身近な地域における家庭教育支援の取組の一層の充実が求められる。また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、困難な課題を抱え孤立しがちな家庭への支援が課題となっており、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う取組の推進が一層求められている。